

第5期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート									
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進 課題Ⅱ 地域における男女共同参画の促進									
施策の方向	No.	具体的取組	令和5年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和6年度目標	担当課
(1)地域活動で男女が活躍する環境づくり	9	自治会や地域協働協議会等の地域団体における活動において女性が積極的に参加できるよう環境整備を進めます。	男女ともに地域の活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載するなど、積極的なPRを行う。	地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載（地域協働協議会） R5.4 第五校区 R5.7 西校区 R5.11 啓明校区 R6.2 中央校区	B	活動の担い手が固定化されており、自治会長など特定の役員に役割の負担が集中している。	地域活動への理解を深め、男女ともに地域の活動に参加してもらえるよう、具体的な地域の取組について、引き続き積極的にPRを行う。	男女ともに地域の活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載するなど、積極的なPRを行う。	市民活動振興室
	10	リタイア後の市民が地域活動に参加するきっかけとなるよう情報発信を行います。	リタイア後に各種活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動や市民活動センターが実施する各種事業のPRを行う。	地域協働協議会や市民活動センターの活動を市広報誌に掲載（地域協働協議会） R5.4 第五校区 R5.7 西校区 R5.11 啓明校区 R6.2 中央校区 （市民活動センター） R5.4からR6.3 広報ねやがわに各種事業を掲載	B	活動の担い手が固定化されており、新たな担い手の発掘に苦慮している。	地域活動への理解を深め、リタイア後の世代にも地域の活動に参加してもらえるよう、具体的な地域の取組について、引き続き積極的にPRを行う。	リタイア後に各種活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動や市民活動センターが実施する各種事業のPRを行う。	市民活動振興室
			6保育所のうち6カ所の市立保育所において地域の高齢者の方々と交流会を行います。	6保育所のうち6カ所 ・地域交流事業として、知識・経験を有する方から畑づくりの指導を受けた。 ・高齢施設へ出向き、伝承遊びを楽しんだ。	B	市立保育施設に地域の高齢者等を招いて児童と交流していただき、地域活動での世代間の交流を促進する。	引き続き、地域活動での世代間の交流を促進するため、市立保育施設に地域の高齢者等を招いて児童と交流する機会を提供する。	市立保育施設における交流会を行います。	保育課
			様々なライフステージにおいて、誰もが自らの健康づくりを含め主体的に取り組むための、ふらっと市民セミナーの実施。	ふらっと市民セミナー シネマの実施 タイトル：人生、いろいろ 参加者数：54人（男性6人、女性48人）	A	募集人数に対して、参加者が70%以上（申込90%）となっているが、男性の方の参加が少ないことが課題である。	リタイア後の市民が、様々な地域活動に参加できるきっかけとなる機会の提供の見直しを行う。	リタイア後の市民が、様々な地域活動に参加できるきっかけとなる機会の提供の充実を図るため、他市の状況調査を行う。	人権・男女共同参画課
	11	男女共同参画推進センターの登録団体の市民企画事業を支援するとともに、他の団体との相互交流などにより、男女共同参画に関わる市民活動の広がりを推進します。	男女共同参画の実現に向けた交流活動を通じ、幅広いネットワークづくりの推進のため ・ふらっと連絡会事業の実施 ・「人として当たり前に生きる権利を考えるつどい」の実施	・ふらっと連絡会支援事業 日程：令和6年2月7日（予定） テーマ：男女共同参画の基本と寝屋川市での取組 ・「人として当たり前に生きる権利を考えるつどい」で男女共同参画推進センター登録団体の活動に関する展示を実施	A	男女共同参画推進センターの登録団体の活動の活性化を図り、市民活動の広がりを推進していく必要がある。	男女共同参画推進センターの登録団体間の連携強化を進め、自主活動の活性化を図るとともに、団体間のネットワークの強化に取り組む。	男女共同参画の実現に向けた交流活動を通じ、市民活動の広がりを推進するため ・ふらっと連絡会事業の実施 ・「人として当たり前に生きる権利を考えるつどい」の実施	人権・男女共同参画課
(2)子育て世代が活躍できる地域社会づくり	12	育児中の保護者による主体的な育児サークルの立ち上げと活動支援を行い、子育て世代の仲間づくりを推進します。	子育てリフレッシュ館において育児サークルの活動支援を行い、子育て世代の仲間づくりを推進する。	子育てリフレッシュ館で開催するイベントの中で、保護者同士の交流会を複数回開催し、仲間づくりの促進を行った。 子育てリフレッシュ館では、育児サークルヘミテイングルームを無料で貸し出ししており、リラット特設サイトで紹介ページを作成、周知を行った。	B	市民へ更なる周知、推進を行っていく必要がある。 また、庁内に向けても子育てリフレッシュ館がこのような取組を行っていることを周知、共有していく必要がある。	市民の目につきやすいチラシをリニューアルし、子育て支援施設等に配架する。 子育て世代という比較的若い年齢層に向け、ホームページやSNSでの情報発信を積極的に行っていく。	保護者同士の交流をより推進していけるよう、子育てリフレッシュ館主催での交流会の開催や、LINEグループや育児サークル結成の促進を行っていく。	子育てリフレッシュ館
	13	シルバー世代や子育て世代が交流し、ともに地域で活動するためのきっかけづくりを行います。	シルバー世代や子育て世代が地域の活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載するなど、積極的なPRを行う。	地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載（地域協働協議会） R5.4 第五校区 R5.7 西校区 R5.11 啓明校区 R6.2 中央校区	B	特に、子育て世代が地域活動に関心を持ってもらうことに苦慮している。	幅広い世代に地域の活動に関心を持ち、参加してもらえるよう、具体的な地域の取組について、引き続き積極的にPRを行う。	シルバー世代や子育て世代が地域の活動に参加できるよう、地域協働協議会の活動を市広報誌に掲載するなど、積極的なPRを行う。	市民活動振興室
			所管する指定管理者によるフェットエスポールや学び館フェスタ等の催しの実施をし、世代間交流等を促進する。	指定管理者によるフェットエスポールや学び館フェスタ等の催しを通じたネットワークづくりの促進事業を開催した。 【自主事業参加者数】 見込 学び館：11,227人 エスポール：62,000人	A	参加者アンケート結果の分析を行い、既存事業の再考や新規事業を実施する必要がある。	定期的に指定管理者との意見交換・情報共有する機会を設け、事業内容等について引き続き検討していく。	世代間交流施設をになうエスポールや学び館を利用し、所管する指定管理者によるフェットエスポールや学び館フェスタ等の催しを実施し、地域で活動するためのきっかけづくりとして、交流の場所及び機会の提供を行う。	社会教育課

第 5 期ねやがわ男女共同参画プラン 管理シート									
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進 課題 3 .働く分野における男女共同参画の推進									
施策の方向	No.	具体的取組	令和 5 年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和 6 年度目標	担当課
(1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	14	事業所に対して「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」を始めとする労働関連法や制度の情報提供を行います。	国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供を漏れなく配架することで、広く多くの方が知り得る環境を整備する。	国、大阪府からの制度改正に係るリーフレット等による情報提供を受け、産業振興センターに配架・掲示。	B	引き続き、取組を継続する必要がある。	法改正等に留意し、関係機関に対して情報収集を行う。	国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供を漏れなく配架・掲示することで、広く多くの方が知り得る環境を整備する。	産業振興室
			国、大阪府からのリーフレット等による講座や研修の情報提供を行う。	国、大阪府からの「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」をはじめとする労働関連法や制度に関する情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所に提供。	B	情報提供は寝屋川事業所人権推進連絡会に限定されることから、市内の事業所に情報提供を行う必要がある。	市内の事業所に対し、ホームページや広報誌で、情報発信を行っていく必要がある。	国、大阪府からの情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所をはじめとし、関係機関へ適切に情報提供を行う	人権・男女共同参画課
	15	雇用や待遇等に関する問合せに対応する窓口を設けて、労働者の相談の機会を確保します。	国、大阪府及び労働関係機関が実施する労働相談への誘導	相談内容に応じ、国、大阪府及び労働関係機関が実施する労働相談へ誘導。	B	引き続き、取組を継続する必要がある。	引き続き、取組を継続する必要がある。	・国、大阪府及び労働関係機関が実施する労働相談への誘導	産業振興室
(2)市職員の配置における男女平等の推進	16	性別によって職域を限定することなく、女性職員の職域拡大、キャリア形成につながる配置を行います。	業務運営の状況等に応じた人員配置の実施	令和 5 年度において、性別によるのではなく、業務運営の状況等に応じた人事異動（R5.4/1,5/8,5/18,6/1,6/21,8/1,9/1,10/1付）を実施した。	B	性別を意識した異動は行わず、業務運営の状況等に応じた異動を実施する。	引き続き、性別を意識した異動は行わず、業務運営の状況等に応じた異動を実施する。	業務運営の状況等に応じた人員配置の実施	人事室
	17	管理職員に対して、業務の分担等において性別による思い込みを排除した男女平等を推進する意識付けを行います。	業務運営の状況等に応じた人員配置の実施	令和 5 年度において、性別によるのではなく、業務運営の状況等に応じた人事異動（R5.4/1,5/8,5/18,6/1,6/21,8/1,9/1,10/1付）を実施した。	B	性別を意識した異動は行わず、業務運営の状況等に応じた異動を実施する。	引き続き、性別を意識した異動は行わず、業務運営の状況等に応じた異動を実施する。	業務運営の状況等に応じた人員配置の実施	人事室
	18	就労等に関する情報提供と相談体制の確保を行います。	・ハローワーク等のリーフレット等による情報提供 ・地域就労支援センターによる就職困難者を対象とした就労相談の実施（週 2 回） ・出張マザーズコーナーの開設（月 2 回） ・子育て世代の仕事探し応援事業の実施（就職面接会等を年 2 回）	・ハローワーク等の求人に係るリーフレット等による情報提供 ・地域就労支援センター 【相談件数】60件（男性48人、女性12人）（見込み） ・出張マザーズコーナー 【相談件数】40件（見込み） ・子育て世代の仕事探し応援事業 セミナー 6人（見込み） 相談会 4人（見込み） 就職面接会 延べ38人（見込み）	B	利用者が減少傾向にあるので、周知を図り、引き続き、取組を継続する必要がある。	法改正等に留意し、関係機関に対して情報収集を行う。	・ハローワーク等のリーフレット等による情報提供 ・地域就労支援センターによる就職困難者を対象とした就労相談の実施（週 2 回） ・出張マザーズコーナーの開設（月 2 回） ・就職面接会等就労支援イベントの開催（年 2 回）	産業振興室
			就労支援の現状や動き出すための準備等、就職活動の実践的なスキルアップのための、ふらっと市民セミナーの開催や、ハローワーク等の求人情報や関係機関からのリーフレット等による情報提供を行う	ふらっと市民セミナー タイトル：女性のための再就職・転職応援講座 募集人数：70人 参加者数：19人（女性19人）	B	再就職に限らず、多様な働き方への支援として相談体制の確保を行うことが課題である。	相談体制の確保を図り、相談者へ寄り添う相談業務に努める必要がある。	女性の相談員による心の悩み相談、男性の相談員による心の悩み相談を実施し、相談業務の適切な運営に努めてまいります。	人権・男女共同参画課

施策の方向	No.	具体的取組	令和 5 年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和 6 年度目標	担当課
(3)多様な働き方への支援	19	起業等を希望する人に対して、講座の開催や創業支援事業を通じた支援を行います。	・国、大阪府、関係機関等からの情報提供 ・創業希望者に対する経営相談及びセミナーの開催 ・産業振興に関する連絡調整会議の開催	・国、大阪府、関係機関等からの情報提供 ・各セミナーの実施 【タイトル】 創業支援セミナー 【内容】 市内での起業を目指す方に、起業に必要な基礎知識、事業計画の立て方などを学んでいただくセミナー 【参加者数】 21人（うち、女性 8 人） ・経営支援アドバイザーによる経営相談（創業支援を含む）の実施 【相談件数】 588件（うち、女性176件） ※令和 5 年11月30日時点 また、セミナー・経営相談による支援を受けた創業希望者に対する補助金について、最大20万円から最大50万円（補助率：対象経費の 2 分の 1）に拡充を図った。 （参考）申請件数15件（うち、女性 9 件） ・産業振興に関する連絡調整会議	A	創業希望者のニーズは依然高く、創業希望者への支援を引き続き取り組んでいく必要がある。	引き続き、取組を継続する必要がある。	・国、大阪府、関係機関等からの情報提供 ・創業希望者に対する経営相談及びセミナーの開催 ・創業・商店街等出店応援事業補助金による支援 ・産業振興に関する連絡調整会議の開催	産業振興室
			多様な働き方によって、一人ひとりが自分の持ち味を生かし創業・起業するきっかけを学ぶため、ふらっと市民セミナーの開催。	ふらっと市民セミナー タイトル：自分らしくやりたいことを仕事に～洋裁教室を開くまで～ 参加者数：16人（男性1人、女性16人）	B	参加者へのアンケート調査において、参加者の90%が「セミナーの内容に満足している」を選択し、「実体験の話を聞くことが出来てよかった」「今後について考えなければいけないと思った」など参加者からは高評価の感想が多く見られるが、より幅広い年代の方に参加いただくことが課題である。	ふらっと市民セミナーの周知方法につきましては、ターゲット、配架先、内容について検討を行う。なお、学生向けのセミナーに関しては、市内大学での配布も行う。	多様な働き方によって、一人ひとりが自分の持ち味を生かし創業・起業するきっかけや自分の選択肢を増やすきっかけとするため、ふらっと市民セミナーを開催する。	人権・男女共同参画課
(4)市職員の多様な働き方の推進	20	職員一人ひとりが自分のライフスタイルに合わせた柔軟で効率的な働き方ができる取組を推進します。	引き続き、フレックスタイム制の活用を推進する。	フレックスタイム利用率 92.0%（令和5年4月～8月）	A	柔軟で効率的な働き方を推進するために、フレックスタイム利用率を維持する。	引き続き、フレックスタイムの取得を促進していく。	フレックスタイム制の活用を推進する。	人事室

施策の方向	No.	具体的取組	令和５年度目標	取組実績	評価	男女共同参画の視点に立った課題	男女共同参画の視点に立った改善点	令和６年度目標	担当課
(5)職場におけるハラスメントの防止	21	市職員及び教職員間のあらゆるハラスメントの予防啓発とともに、ハラスメント事案発生時の対応や相談体制を整備します。	新任管理職を対象にハラスメント防止研修を実施する。	ハラスメント防止研修の実施 日時：令和５年８月１日～８月31日 オンライン研修のため時間指定なし 対象者：新任管理職（42人） 受講者数：41人	A	研修を確実に受講させ、管理職がハラスメントに対して正しい認識を持つ必要がある。	引き続き、ハラスメント防止に関する研修を実施する。	新任管理職を対象に、ハラスメント防止に関する内容を含んだ労務管理研修を実施する。	人事室
			寝屋川市ハラスメント及び行政内部管理上の危機事象に関する防止対策指針に基づき、ハラスメントの相談・通報に対し適切に対応する。	被害者本人又は匿名による通報・相談に基づき、下記のとおり調査・対応を行った。 令和５年度において２件の事案に対応し、そのうちハラスメントとして認定したものは無いが、事案の発生課に対する是正勧告を1件実施した。 (令和５年12月１日時点)	A	特に男女共同参画の視点からの課題はない	特に男女共同参画の視点からの改善点はない	寝屋川市ハラスメント及び行政内部管理上の危機事象に関する防止対策指針に基づき、ハラスメントの相談・通報に対し適切に対応する。	監察課
			ハラスメント防止指針に基づいたハラスメントの予防啓発及びアンケート調査の実施、管理職へのヒアリングや関係課との連携の推進。	ハラスメント防止に向けた管理職に対する研修を実施するだけではなく、全教職員へアンケート調査を実施し、その結果をもとに各校長へのヒアリングを実施することで、ハラスメントの未然防止を図った。また、関係課と情報共有し、連携を推進した。	A	ハラスメント未然防止については、今後も継続的に研修や意識の啓発に向けた呼びかけを継続して実施していく必要がある。	・ハラスメントの状況を把握するため、全教職員へアンケートを実施する。 ・ハラスメントの防止につなげるため、学校へのヒアリングを実施する。	ハラスメント防止指針に基づいたハラスメントの予防啓発及びアンケート調査の実施、該当教職員及び管理職へのヒアリングや関係課との連携の推進。	学務課
			教職員を対象にした、ハラスメント防止についての研修を実施する。	人権教育研修「ハラスメント防止」の実施 テーマ：ハラスメントを許さない組織づくりについて 実施方法：オンライン実施 対象者・参加者数：市内幼小中学校園教職員　36名	A	研修内容について、受講者の86.1%が満足し、97.2%が今後の実践に活かしていけると回答した。感想としては、「ハラスメントを未然に防ぎ、児童や職場の方より良い関係を築いていきたい。」「日々ハラスメントの芽をつみ、ハラスメントを許さない環境を作りたい。」といった感想があった。 今後も、教職員のハラスメント防止に対する理解が深まるよう実施内容・形態等を工夫し、研修を実施していく必要がある	・継続して研修を実施することでハラスメント防止についての意識の向上を引き続き図っていく。 ・受講者が自分ごととしてとらえることができるよう、研修内容を工夫する。	引き続き、教職員を対象にした、ハラスメント防止についての研修を実施する。	総合教育研修センター
	22	事業所に対して、あらゆるハラスメント防止のための配慮や措置義務に関する情報提供を図ります。	国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供	国、大阪府等からの労働相談に係るリーフレット等による情報提供を受け、産業振興センターに配架。	B	引き続き、取組を継続する必要がある。	法改正等に留意し、関係機関に対して情報収集を行う。	・国、大阪府等からのリーフレット等による情報提供	産業振興室
			寝屋川事業所人権推進連絡会を通じて、関係機関が作成するリーフレット等による周知・啓発を実施する。	・あらゆるハラスメント防止のための配慮や措置義務に関する情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所に提供。	B	情報提供は寝屋川事業所人権推進連絡会に限定されることから、市内の事業所に情報提供を行う必要がある。	市内の事業所に対し、ホームページや広報誌で、情報発信を行っていく必要がある。	・国、大阪府からの情報について、寝屋川事業所人権推進連絡会加入事業所をはじめとし、関係機関へ適切に情報提供を行う	人権・男女共同参画課